

第十六編 產業組合

概說

本年度の我が産業組合界は昨年度に比して大した變化を見なかつた。只稍々注目に價すると思はれることは、第一に、昨年十月に於ける産業組合法の改正に伴つて、本年に入つては都會地、殊に大都會に於て消費者的の組合が利用組合を作り若くは主として之を兼營して住宅を建築する風が盛んになつたことで、其のことに関する論議に入つて詳論することとする。第二は購買

組合——生産者的的のものと消費者的のものとの何れを問はず——の聯合の氣運が盛になつたことである。此の聯合は未だ計畫中のものが多くて、實現したものは只關西消費組合協會のみであるから、本論に於ても

記述の順序は昨年と同様第一を産業組合一般とし、第二を消費組合とした。

甲 產業組合

第一 產業組合狀況

和山廣岡島烏富石福秋山青岩福宮長岐滋山靜愛三奈朽茨千群埼新長
歌

崎 湯 玉 馬 葉 城 木 良 重 知 因 梨 賀 野 阜 城 手 島 井 川 取 山 根 山 島 口 山

茨千群埼新長兵神大京東北道府縣種類
奈海縣種類
城葉馬玉潟崎庫川阪都京道

產業組合

三三五

四二四〇四一七二四五一二 計
三二三九四一四二二五一 | 有 組
限 織 保 證

2
產業組合聯合會數

(大正十年末現在)

大福高愛香德和山廣岡烏鳥富石福秋山青岩福宮長岐滋山靜愛三奈枋
歌

木真重知梨賀卑島城野阜森手島根取山川井田形森口山島媛川知聞岡分

六九三七二二六〇一三一一六四四三一一二三一四三五三一四七二一

六七二二一 | 四八一九 | — | 二三一 | | | | 三三二二一三七一

| 三 | 五 | 二 二 二 | 三 - | 六 二 - 二 - - 二 三 - - | 四 - | - | - |

組合員數其他

農商務省農務局の調査に據る生計用品購買額

八年度事業報告に據る。

日本勞動年鑑

茨長兵地
城崎庫方 計 北鹿宮熊大福愛香德山廣岡鳥富石福山青福長岐
道島崎本分岡媛川島口島山坂山川井形森島野阜

德新兵地計
島櫻庫方

北秋靜埼長神地計
北海道田岡玉崎川奈良方

奈地計
良方

地 方	組 合	組 合	購 買 品 賣 却 價 額	販 賣 價 額	加 工 料	利 用 料	鹿兒島 計
	數	員 數	生 計 用 品				
栃木	一、三三	三五、二七六	一	一	一	一	一

第二 産業組合運動

産業組合運動として大正十一年度に於て特に注意すべきものは、

第十八回全國産業組合大會(四月)
産業組合中央會主催第二回婦人講習會(九月)

の二つである。左に其の大要を叙述しよう。

1 第十八回全國産業組合大會

産業組合中央會主催第十八回全國産業組合大會は、平和記念東京博覽會の開會を機とし、四月二十日、二十一日(二十二日は新宿御苑拜觀)、東京市國技館に於て開催せられた。同會に於ける提出議題、協議問題議決並に表彰せられた産業組合如左。

大會協議問題及決議

○中央會提出問題

現下の經濟及社會の情勢に鑑み産業組合の採るべき方針

世界各國戰後經營の實際に照らすに本邦に於ても亦須く大に人心を緊縮し質實穩健の民風を

喚起し無益の消費を抑制して生活の安定を圖り

生産費を低減して産業の發達を促し分配の改善

を圖りて階級間の調和を圖るが如きは現下最も

緊急の要務に屬す吾人殊に産業組合に從ふものは協心戮力以て組合の精神と機能とを發揮し如

上の要求に對し目的的遂行を期せんとす

右決議す

第十八回全國産業組合大會に於て

全國産業組合員一同

○支會及會員提出協議問題

一 現行産業組合法の各種別を撤廢し名稱を單に何々産業組合として現行一切の事業を併せ執り得らるゝことに改正せられた旨建議する

ること

右 三重支會提出

理由 素と種別を設くるに付ては夫々理由の存することなるべきも熟々之を既往に顧み

將來に慮りて其の必要を認めざるのみならず之が爲めに容易ならざるの繁雜と手數

を費し居ることは事實に明かなる所なり故に外國の例等に拘らず今日の世に於ては一

四 農業倉庫經營主體として産業組合聯合會を認めらるゝ様法律改正の促進を其の筋に建議

層進歩して自由便益實行を得るの方を執らんとするに在り

右 廣島縣久友信用購買販賣生產組合提出

〔議決〕猶研究す可きものとして保留

出

二 購買組合が區域内の市町村學校其他營利を目的とせざる法人に物品を供給し得る様法律改正の件

右 長崎支會提出

〔議決〕右法律を改正する様其筋に建議すること

三 市長に産業組合監督權を附與せらるゝ様其筋へ法律改正を要望するの件

理由 市部に存する組合の監督を嚴にし其完全なる發達を期する爲め住宅組合法と同様市長に其監督權を附與せられむことを期するにあり

右 三重支會提出

〔議決〕其の目的を達する様其筋に建議すること

理由 素と種別を設くるに付ては夫々理由の存することなるべきも熟々之を既往に顧み

將來に慮りて其の必要を認めざるのみなら

ず之が爲めに容易ならざるの繁雜と手數

を費し居ることは事實に明かなる所なり故に外國の例等に拘らず今日の世に於ては一

四 農業倉庫經營主體として産業組合聯合會を認めらるゝ様法律改正の促進を其の筋に建議

する

右 埼玉縣産業組合北足立郡部會提出
〔議決〕 其の目的を達する様更に督促すること

五 購買組合需用品中米麥薪炭醬油等の如き重量容積の大なるものは特に鐵道運貨を割引せらるゝ様其筋へ要望の件

右 京都府有限責任都購買組合提出
〔議決〕 建議すること

六 産業組合の取扱ふ物品の輸送に對し特典附與の件

〔議決〕 建議すること

七 産業組合の取扱ふ物品に對し運賃輕減の件

右 二題埼玉縣産業組合南埼玉郡部會提出

〔議決〕 建議すること

八 農業倉庫業者の受寄物運送事業に關する件

〔議決〕 建議すること

理由 農業倉庫業者は其の事業として受寄物の運送取扱ひをなすことを得又之を行ふは受寄物の販賣上最も必要な事項なりとす而して現今運送取扱業者は鐵道省公認規定に基き公認せられたるもの多く是等公認運送取扱業者は組合を設け同業者間の聯絡を保ち非公認運送取扱業者の發送せる荷物の荷受をなさざるの状態に在り然るに農業倉庫業者は公認規定に依り公認せらるゝ資格を有せざるを以て受寄物の運送及販賣上

に圓滑を缺き事業執行上不便を感じ障害を及ぼすこと渺からず故に農業倉庫業者の運送取扱事業を完全に遂行し得べき適良の方法を講ぜられることを其筋に建議せむとす
右 北海道保證責任北海道信用購買販賣組合聯合會提出
〔議決〕 中央會に研究を一任すること

九 市街地信用組合の拂戻準備金の管理に關する勅令第一條第二項の信用組合聯合會への貯金制限を撤廢せらるゝ様其筋へ建議すること

理由 拂戻準備金管理の手數を少なくするは此の種組合の發達を促す上に必要なのみならず信用組合聯合會の資金を豊富ならしむる上より妥當なりと認む
〔議決〕 可決

一〇 全國適當の地に産業組合實務講習所の設置を計畫せらるゝ様其筋へ建議すること

〔議決〕 建議すること

理由 農業組合の業務は多岐複雜に亘り而も技術を要する事なるを以て之れに熟練なる者を得ざれば組合の發達得て望むべからず然るに從來の長期講習會は遠隔地の受講希望者には不便とする所多く且つ實務者の養成には未だ缺くる所あり因て全國適當の地に事務所倉庫等も建築し其他産業組合に之を貸與し置き毎年適當の時期に於てこゝに講習所を開設し實務者を養成することを計

画せられんことを希望するものなり
右 三重支會提出
一一 自作農創設維持に關し低利資金の供給を速に實現せられんことを其筋に要望するの件
〔議決〕 中央會に於て研究の上相當處理すること

一一 自作農創設維持に關し低利資金の供給を速に實現せられんことを其筋に要望するの件
〔議決〕 中央會に於て研究の上相當處理すること

右二題 岡山支會提出
〔議決〕 中央會に於て研究の上相當處理すること

一一 自作農創設維持に關し低利資金の供給を速に實現せられんことを其筋に要望するの件
〔議決〕 中央會に於て研究の上相當處理すること

一二 簡易生命保険積立金を特別低利を以て産業組合に供給せらるゝ様其筋に要望すること

右 滋賀支會提出
一二 簡易生命保険積立金を特別低利を以て産業組合に供給せらるゝ様其筋に要望すること

右 福井支會提出
一二 簡易生命保険積立金貸付範圍を擴張せらむことを其筋へ建議するの件

理由 政府の融通する産業組合低利資金は常に組合の要望する額に對し極めて僅かに供給せらるゝのみにして組合資金の運用と遺憾の點あれば更に簡易生命保険積立金貸付の範圍を擴張し産業組合にも充分なる供給をなし以て資金運用上遺憾なきを期するに在り

右 三重支會提出
一四 自作農創設維持に關し低利資金の供給を其の筋に請願の件

右 愛知縣産業組合東春日井郡部會提出
〔議決〕 右四問一括同一趣旨の事項建議済に

付き實現方督促すること

一五 産業組合が不動産を取得する場合の登録税を免除さるゝ様其の筋に建議の件

右 長崎支會提出

一六 産業組合が住宅の供給及自作農の創設維持の爲めに土地建物の所有權を取得し又は之を組合員に移轉する場合の登録税を免除すべく法の改正を其の筋に要望すること

右 福井支會提出

〔議決〕右二問一括(一五)の趣旨(一六)に包含せしむること可決

一七 産業組合登記省略に付同法を改正すべく主務大臣に建議すること

理由 現行産業組合法は組合の目的、名稱、組織、事務所、出資一口の金額及其拂込の方

法理事監事の住所氏名等を登記すべく命令せらるも未だ實現を見ず之が貢徹は産業組合の指導監督上最も緊急なるを以て極力其達成を計らむことを望む

右 山形支會提出

〔議決〕(二七)の問題の目的を貫徹すれば自ら解決せらるゝを以て別に建議の要を認めず

一九 産業組合として思想善導上採るべき良法如何

右 京都府有限責任久我村信用購買組合提出

〔議決〕産業組合の使命たる本來の精神を一層普及徹底せしむる様努力すること而して之が實行方法に付ては大正八年中央會が宣傳したる方法に倣ひ之を行ふ

二十 全國の學校をして其生徒に一層産業組合觀念の涵養に努めしむる様其の筋に建議の件

方又之れが整理監督に任する第一、二次監督官廳の手數寃に甚大なるものあり即ち一

は組合當局ニは監督者の手數を大に省略し敢て行政整理にも寄與せんとするにあり即ち一

右 新潟縣産業組合南蒲原郡部會提出

〔議決〕可決

二一 産業組合思想宣傳に資せしむる爲め中央會に於て蓄音器に名家の講演を吹込み之を普く紹介せられたきこと

右二題 長崎支會提出

〔議決〕中央會に一任すること

一八 府縣産業組合監督費に對し國庫より補助せらるゝ様其の筋へ建議すること

理由 本件は屢々大會に於て決議せられたる所なるも未だ實現を見ず之が貢徹は産業組合の指導監督上最も緊急なるを以て極力其達成を計らむことを望む

右 新潟縣有限責任神納信用購買組合提出

二二 東京大阪の兩大消費地に於て全國産業組合相互組織に依る大倉庫を建築し中央會の監督の下に之を經營せられん事を中央會に於て斡旋すること

右 新潟縣有限責任神納信用購買組合提出

理由 益々商工業の發展と共に相場變動甚しく景氣時節に於て貨車不廻りとなり有利に販賣することを得ず依て本倉庫を設立し成るべく倉庫料を安くし有利に販賣せんとするにあり

〔議決〕中央會に研究を委嘱すること

二三 中央會に於て廣く全國各種の生産組合と消費組合との聯絡を圖り且つ相當仲介の勞を執らしき件

右 三重縣産業組合河芸郡部會提出
〔議決〕現在中央會の斡旋事業を擴張徹底的に購、販、事業の仲介斡旋をなされんことを望む

〔議決〕(二四)の中に包含するものと認め(二四)として審議せり

(附帶議決) 全國を區域とする貿易大聯合會設立のことにつて中央會に於て調査研究せられつゝあり其の成案を得れば(二二)(二三)の兩問題は自然解決するを以て右成案の一目も早く發表され且速に實現されんことを望む

二四 産業組合教育を普及徹底せしむるの件

右 埼玉縣産業組合入間郡部會提出
〔議決〕(イ)學校教育に於て一層産業組合觀念の涵養に努める爲め其筋へ建議する

こと其の實行は中央會に一任

(ロ)一般教育としては講習講話從來の施設を一層盛ならしめ之を徹底せしむること

二五 購買組合が組合員に賣却する爲め物品販賣業者より仕入るゝ物品に付ては營業稅法上

に於て卸賣として取扱はるゝ様其筋へ交渉すること

理由 營業稅法第十二條の定むる所に據れば

物品販賣業者に對する課稅は賣上全額を標準として賦課せられ其稅率は卸賣と小賣とに區分し卸賣は稅率低くして小賣は卸賣に比し約二倍半以上三倍の高率と爲り居れり(即ち卸賣は甲の物品に付ては萬分の八乙の物品に付ては萬分の十一なるも小賣にありては甲は萬分の二十、乙は萬分の三十を課稅せらる)而して物品販賣業者より産業組合に賣渡すものは小賣として取扱はるゝ

二七 國費を以て地方廳に産業組合專任係官を設置せられることを其筋へ建議するの件

二七 國費を以て地方廳に産業組合專任係官を設置せられることを其筋へ建議するの件

三〇 産業組合の取扱ふ貯金通帳及證書類に印紙稅を免除せらるゝ様其筋へ建議するの件

右二題 三重縣有限責任有馬信用購買販賣

例なるを以て産業組合が物品を仕入るゝに方りては稅金の關係上小賣業者が仕入るゝより不利なる地位に立たざるべからざる場合多し然るに産業組合は自己の計算を以て物品を買入れ更に之を組合員に賣却するものにして組合其のものは直接の消費者に非ざるのみならず其の買入數量は概れ大量なるを以て物品販賣業者より産業組合に賣渡する分は卸賣として課稅せらるゝを相當と思考するなり

〔議決〕 中央會に研究を委嘱すること

右 廣島支會提出

〔議決〕 中央會に研究を委嘱すること

二六 産業組合より醤油の生産を爲すため醤油程稅則による免許申請の場合は速に免許せらるゝ様中央會より其筋へ交渉せらるゝこと

理由 大正十年産業組合法改正の結果購買組合にて醤油を生産せんとするもの多かるべきも政府當局は容易に免許せられざる意嚮なりと聞けり斯くては改正組合法に依り地

方經濟の振興を圖ることに於て遺憾なるを以て速かに免許せられんことを切望する所以ありたりを以て建議の要なし

右 廣島支會提出

〔議決〕 購買事業を營む組合及同聯合會に限り、免許せらるゝ事に内定せる旨當局の言明ありたるを以て建議の要なし

理由 本件は既に大會に於て決議せられたるも未だ實現せず之が貫徹は全國産業組合の指導監督上最も緊要なるを以て速かに實現せむことを期するに在り

〔議決〕 中央會に於て其趣旨を達成する様一層努力せられんことを望む

組合提出

三一 産業組合及同聯合組合の取扱ふ貯金に關する通帳及證書に對しては印紙稅を免除すべく法の改正を其筋に要望すること

右 福井支會提出

三二 貯金通帳に印紙稅を免ずる様法律を改正せられんことを其筋へ建議すること

理由 貯金の獎勵は勤儉貯蓄の美風を養成し淳厚篤實の信念を涵養するものにして其獎勵機關の形式は公私異なると雖も其事たるや純然たる公益を善導して其向ふ處を謬りながらしむるの要あり貯蓄思想鼓吹の如き時宜に適する方法なるべし故に國家は獨り

第十四次表彰産業組合として表彰されたる組合如左。

府	組合名	所在地
北海道	發足信用購買組合	岩内郡發足村
東京都	葛西村信用購買組合	南葛飾郡葛西村
東京都	旭村信用購買販賣組合	南桑田郡旭村
東京都	舞鶴信用組合	加佐郡舞鶴町
神奈川県	三日市信用購買組合	南河内郡三日市村
神奈川県	佐々木信用組合	赤穂郡船坂村
神奈川県	船坂信用購買販賣組合	加東郡福田村
神奈川県	佐々木村信用購買販賣利用組合	北蒲原郡佐々木村
神奈川県	北谷信用購買販賣組合	古志郡北谷村
神奈川県	川田谷信用購買販賣組合	北足立郡川田谷村
神奈川県	八基信用購買販賣組合	大里郡八基村
神奈川県	富屋村信用購買販賣組合	河内郡富屋村
神奈川県	櫻信用購買販賣生產組合	三重郡櫻村
神奈川県	椿信用購買販賣組合	鈴鹿郡椿村

郵便貯金に止まらず苟くも零碎の貯金通帳に要する公課を免じ之が獎勵上便益を與へられんことを希望す

右 新潟縣產業組合古志郡部會提出

〔議決〕右三問一括して左の通り修正可決

産業組合の取扱ふ五十圓以内の貯金通帳及證書に對しては印紙稅を免除せらるゝ様其の筋に建議するの件

以上諸問題の外より左の問題の提出あり。且その決議左の如し。

産業組合中央金庫設立促進に関する建議案

〔議決〕

産業組合中央金庫設立は我國産業組合發達の爲に最も必要なることにして全國産業組合が多年希望する所なり今や社會の狀勢は益々産業組合の活動を要望し組合の任務重且大なる時に際して之が設立は喫緊の要事とす此際産業組合中央會より政府に對し來議會に產業組合中央金庫法案を提出せらるゝ様最善の努力を盡されんことを望む

第十八回全國産業組合大會に於て

全國産業組合員一同

山梨県	有限責任戸田報徳信用組合	田方郡戸田村
山梨県	有限責任下芦川信用購買組合	西八代郡下久一色村
山梨県	有限責任小井川信用購買組合	中巨摩郡小井川村
山梨県	有限責任秦川村信用購買販賣組合	愛知郡秦川村
山梨県	有限責任下増田村信用購買販賣組合	不破郡府中村
山梨県	有限責任上切田信用組合	名取郡下増田村
山梨県	有限責任柏倉信用購買組合	上北郡三本木町
山梨県	有限責任本城信用購買組合	南村山郡柏倉門傳村
山梨県	有限責任福富信用購買組合	北秋田郡米内澤町
山梨県	有限責任上小鴨信用購買販賣組合	東伯郡上小鴨村
山梨県	有限責任高濱村信用購買販賣生產組合	吉敷郡仁保村
山梨県	有限責任成中社	甲奴郡上川村
山梨県	有限責任篠川郡高濱村	吉敷郡仁保村
山梨県	有限責任雄神村信用購買販賣利用組合	上道郡雄神村
山梨県	有限責任安田村知和村信用購買販賣生產組合	海草郡異村

和歌山有限公司
箕島信用組合
新野信用生產購買販賣組合
庵治村信用販賣購買生產組合
東伯方信用購買販賣生產組合
家串信用購買販賣生產組合
吾桑村信用生產販賣購買組合
田島信用購買販賣組合
有限責任
知媛
有限責任
有限責任
高愛
高香
德島
和歌山

組合名	所在地	三猪郡荒村
福岡無限責任荒木信用購買販賣組合	東國東郡奈狩江村	有田郡箕島町
大分有限責任奈狩江信用購買販賣組合	佐賀郡東川副村	那賀新野町
佐賀無限責任德富本村信用購買販賣組合	坂井郡大關村	木田郡施治村
第一次特別表彰產業組合として表彰したる產業組合左の如し。	糟屋郡大川村	越智郡東伯方村
縣府組合	南字和郡内海村	高岡郡吾桑村
福井有限責任積善信用購買販賣組合	坂井郡大關村	宗像郡田島村
福岡無限責任大川信用購買販賣利用組合	糟屋郡大川村	

第三章 產業組合對策

産業組合中央會主催第一回婦人講習會は九月四日より同十日まで、産業組合中央會に於て開催せられた。

講習修了生二十九名で、其の職業別は左の如くである。

高等女學校教員	六
組合事務員	三
小學校教員	一
家庭にある婦人	一一
講習題目及び講師	如左。

産業組合に對する施設及び對策として
は、大正十一年は殆んど何物をも爲さより
しものと爲し得る位である。

しものと爲し得る位である。
左に少しく注意すべき出来事

本事を抄録しよ

産業組合概論
社會事業と婦人
消費組合の經營
千石中央會主事
岡法學博士

國家及公團體の對策

1 産業組合に電氣事業經營の

記

藤田家庭購買組合常務理事
本多農商務事務官

卷之三

我國の消費組合
食物の經濟と營養
產業組合の住宅經營

産業組合が電氣事業經營の件に關しては
多年其筋に建議を重ね來り、殊に昨年以來
遞信省、農商務省、電氣協會と産業組合中

1

一 産業組合が其組合員に電燈を供給すること

二
七

一
産業組合が自ら設置する共同の工場索道等の動力に供する爲電氣工作物を施設するものは規定の範圍内に於て可成之が施設を認むる

御打合也相成様致度（以下略）

産業組合の施設する電氣工作物に関する件
産業組合に於て電氣工作物を施設せむとするものに對しては大體左記の方針に據り處理のことにつき決定相成候に付ては貴官に於て電氣工作物の施設を目的とする産業組合の設立を許可し又は本目的の爲めに既設組合の定款の變更を認可せられんとする場合に於ては大正四年四月一日附電第五八五號電氣事務監督に關する内訓の各項に關し取調べ處分前豫め當省

を主たる目的として電氣工作物を施設せむとするもの若は組合自身の工場等に施設する電氣工作物に使用する電氣の餘力を電燈用として其組合員に供給せんとするものにありては左の各號に據り處理すること

(一) 使用區域(電燈供給區域)は一村又は其一部なること

(二) 使用區域が既設電氣事業者の電燈供給區域内なる場合は其の地域が僻遠其の他の事情により既設電氣事業者より配電困難なるか若は之が供給を受けむが爲めには多大の寄附を要するときに限り之を認可すること

組合員に電燈を供給することを主たる目的とする組合にありては使用區域内に於ける特定の部落又は特定人を加入せしめざるが如き電燈の普及に支障ある條項を定款其の他の組合規約中に設けしめざること

四 他の事業と併せ電燈供給を營む場合にありては電燈供給に關する經理は特別の計算をなし之が收支を明なからしむること

五 一地域に於て電燈を供給する組合を認めたる場合は同一地域に於て更に之と同様の目的を有する他の組合を設ける等により錯雜したる關係を生ぜしめざること

2 消費組合に醤油釀造の許

可

從來産業組合には醤油の製造を免許しない方針であつたが——、而も東京市の購買

組合共同會淀橋出張所には許可せられてゐた——六月十九日農第一四〇一九號に依つて、消費組合に限り許可せられることとなつた。乃ち同通牒に言ふ。

産業組合に對する醤油製造免許の件に關しては大正九年以來屢々大藏省と交渉を重ね居り候處今般大要左記の主旨に依り免許せらるべき旨大藏省の方針決定致候に付御了知相成度此段及通牒候也

記

一 産業組合に對する醤油製造の免許は購買組合に對しては醤油稅則施行規則第二條の各號に該當せざる限り之を與ふること

二 購買事業の外他の事業を兼營する組合に付ては販賣部に於て醤油の販賣を爲さざるものに限り製造免許を與ふること

三 一度免許を受けたる以上爾後販賣部に於ては醤油の販賣を營むことを爲さざること

當研究所は大正十一年七月より九月にかけて第三回の全國的消費組合(大正十年末の成績)の調査を行つた。左に其の結果の主要なる部分を掲げ、之を大正十年度の調査(即ち大正九年末の成績)と比較しつゝ論評を試みるであらう(尙當研究所の第一及び第二回の全國的消費組合の調査結果は當研究所叢書久留間鮫造、丸岡重堯兩氏著『本邦消費組合論』に就いて見られ度い)。

但シ稅務署長ニ於テ製造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限りニ在ラスノ戸主家族、同居者、雇人其ノ他從業者又ハ稅務署長ニ於テ取締上免許ヲ申請シタルトキ適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

二 醬油稅則若ハ本令ニ違反シタル者又ハ其ノ戸主家族、同居者、雇人其ノ他從業者又ハ稅務署長ニ於テ取締上免許ヲ申請シタルトキ

乙 消費組合

第一 消費組合狀況

1 當研究所第三回全國消費

組合調査結果

當研究所は大正十一年七月より九月にかけて第三回の全國的消費組合(大正十年末の成績)の調査を行つた。左に其の結果の主要なる部分を掲げ、之を大正十年度の調査(即ち大正九年末の成績)と比較しつゝ論評を試みるであらう(尙當研究所の第一及び第二回の全國的消費組合の調査結果は當研究所叢書久留間鮫造、丸岡重堯兩氏著『本邦消費組合論』に就いて見られ度い)。

先づ最初に注意して置かなければならぬことは本年度の調査の場合には、經濟用品

のみを取扱ふ單營購買組合のみならず、斯かる組合にして經濟資金をのみ貸付くる信

尙左に掲ぐる組合數は大正十一年六月末までに設立せられたものである。

組合である。

用組合を兼營してゐる信用購買組合をも、又前二者又は其の何れか一方の組合にして『經濟に必要な設備を利用せしむる』ところの利用組合（主として住宅組合）を兼營せるもの——否寧ろ住宅組合を主として前二者の如きを其の附隨事業とするもの——をも併せて調査したことである。之は消費組

十九組合
東香川府
三大阪縣
德島縣
三組合
計
合
二十六組合
一組合
「東京建築信用購買利用組合」の概況に就いては特に後段に記述する。

從元次に述べる統計及び記述は經濟用二組合員

大正九年未と比較すれば、信用兼營の十
組合を除外して、二十八組合の増加であ
る大正九年度の増加二十四組合、大正八年
度の二十二組合、大正七年度の十四組合に
比較する時は、大正十年度も亦其の組合數
に於て順調の發達をなしたものと言ひ得る

て、本邦に於ける其の現状を知らうとした
からである。然し斯かる消費者の爲めの利
用組合が許されたのは大正十年の産業組合
法の改正からであるので、其の數も少な
く、假令設立せられたものでも事業未開始
か若くは創立日尙淺き爲め、回答に接した

品のみを取扱ふ單營購買組合及び此種の組合と經濟用資金のみを貸付くる信用組合との兼營組合とに關してある。後者の組合數は僅か十一組合、其の中回答を得た組合は六組合、前者の組合數は百四十一組合、其の中回答を得た組合は五十八組合、合計組

組合員數

右の表に據つて知る如く大正九年度と比較して大して相違を見ないが、只幾分注意すべきは五〇〇人未満三〇〇以上が二割六分から一割に減少し、七〇〇人未満五〇〇人以上が八分から一割三分に増加したことであつて、之は組合の大きさから見て喜ぶべきことである。然し三〇〇人以下の小組合が尙依然として四割餘を占めてゐることは悲しむべきことである。消費組合の經營が組合員數の小さい爲めに享くべき筈の利益を享け得ないことを想像する時、日本の消費組合の振はざる原因の一つは正に此の組合員數の過少に在すると言ふべきであらう。

次に此等組合の中で組合員數一千人以上のの大組合を挙げれば如左。

組合名	所在地	組合員		資金種別		六十四組合總計	百分比	大正九 年百分比	一組合平均
		大正十 年末	大正九 年末	拂込	濟出	資金			
爲替貯金共済義(東京市)	七、四三	五、六〇	八六、四五〇・一金	一一、五八・六金	一〇	三、七五・七八			
会購買組合	七、二二	七、〇六	五八、五五・三七〇	五八、五五・三七〇	三七	二、五三・八金			
浪速購買組合(大阪市)	三、六六	五、五三	一一、五八・三〇	一一〇	一〇〇	一、一〇三・三五			
日本製鋼所員購(室蘭市)	三、五七	三、〇七	一一、五八・三〇	一一〇	一〇〇	一、一〇三・〇四			
買組合	共 同 會	(東京市)	三、五七	三、〇七					

即ち資金種別の状態は大正九年末の夫れ 四 事業概況

六十三組合の總賣却額は八百十五萬九千

各宗社(東京市) 三、二五 三、三一
共榮社(東京市) 二、七九 二、八三
合 小坂鑛山購買組(秋田縣) 二、六五 二、五三
組合名古屋選友購買(名古屋市) 二、〇元 二、〇元
右に據つても知り得る如く、又調査組合全體から見ても概して會社附屬の組合は組合員を減じ、市民的組合は大して増減を示してゐない。

次に此等組合員の職業別を示せば、農業三百十三人、商業五千五百三十二人、工業二千七百五人、商業四萬七千九百九十八人、其の百分比は農業〇%、商業一〇%、工業五%、雜業八五%、であつて大正九年末の百分比農業〇%、商業一四%、工業六%、雜業八〇%に比較する時は、商業が四分、工

業が一分減少して、雜業が五分の増加を示してゐる。茲に雜業と云ふは言ふまでもなく俸給生活者及び筋肉勞働者の殆んど八、

九割を占めてゐる部門である。従つて茲に注意を要することは、大正十年度に於ては會社附屬の組合員が減少してゐるにも拘らず、雜業が五分も増加したことであつて、吾は之に依つて本邦の消費組合が漸次俸給生活者及び筋肉勞働者の組合となりつゝあることを發見する。

出資一口金額は殆んど大正九年度の夫れと變りはないから之を略し、組合の事業資金たる拂込出資金、各種積立金及借入金の状態を左に表示しよう。

百十六圓五十錢二厘、一組合平均賣却額十二萬九千五百九圓七八錢五厘、之を大正九年末の四十九組合の總賣却額八百十四萬千七十八圓六十二錢、一組合平均賣却額十六萬六千三百三十圓六十五錢に比較する時は、其の賣却額に於て甚だしく減少したこ

とが分かる。然しことに注意しなければならぬことは物價問題である。先づ大正九年と大正十年との物價を日本銀行の調査せる東京物價に就いてみると、明治三十三年十月を一〇〇とした指数が大正九年十二ヶ月の平均は三四〇であつたものが、大正十年に

大正九年中

次に一年間の一人当たり賃却額を六十一組合に就いて調べれば左の如くなる。

即ち賣却額の多い組合が減少して、賣却十三組合の中其處分方法が明瞭になつてゐる。左。額の少ない組合が著しく増加したことは決る五十組合に就いて其處分方法を見るに如して良い現象ではない。勿論物價の問題も考慮に入れらるが。

五剩餘金處分方法

六十四組合の中では剩餘金を生ぜし組合五
十三組合、損失を生ぜし組合十組合、不明
一組合である。其の剩餘金を生ぜし組合五

處分項目	(大正十年末現在)		百分比
	大正九年 年末百九 九厘、之を大正九年度の一 千七百三十八圓	總額	
準備金	四、八一八・九九九	元	
其他積立金	二、二二〇・〇七六	三	
出資配當金	一、三三〇・七〇九	六	
購買配當金	五、三五・四三五	三	

る。ところが損失組合十組合の中其の額の
知れてゐる五組合の損失額は十八萬二千
九百九十六圓四十九錢一厘、一組合平均額

三萬六千五百九十九圓二十九錢八厘で、之を大正九年度の六千一百五十九圓三十三錢一厘と比較すると之亦異常なる増加である。そして右の五組合の中家庭購買組合を除いて他は全部前年來よりの損失を十年度に於て更らに増大せしめたに過ぎない。然し組合全體の成績を通觀する時は、概して成績がヨリよかつたと言ひ得るであらう。

今、左に有限責任東京建築信用購買利用組合の概況を一例として掲げよう。

有限責任東京建築信用購買利用組合

大正十年八月の産業組合法の改正に伴つて本年度に於ては同法に據る建築組合が増加して來た。殊に東京に於て然りである。今其の一例として東京建築信用購買利用組合を擧げ、之を論述するであらう。

本組合は大正八年七月三日設立の許可を得、事務所を東京市四谷區旭町一番地に置き、同月二十一日事業を開始した。設立の動機をなすものは、現常務理事農學博士西垣恒矩氏が都市住宅問題の漸やく喧しくなるに對して、組合に依つて之が解決を圖ら

んとしたに在る。元は信用購買組合であつ

イ 所有口數員數別表

(大正十年十二月末現在)

所有口數
員數

五〇

三〇

二〇

一五

一〇

一一

一九

（大正十年十二月末現在）

所有口數
員數

五〇

三〇

二〇

一五

一〇

一一

一九

（大正十年十二月末現在）

所有口數
員數

五〇

三〇

二〇

一五

一〇

一一

一九

（大正十年十二月末現在）

所有口數
員數

五〇

三〇

二〇

一五

一〇

一一

一九

（大正十年十二月末現在）

所有口數
員數

五〇

三〇

二〇

一五

一〇

一一

一九

日本労働年鑑

三五〇

末に納める。第二の方法は毎月納める代りに半年度毎に納めるもの。第三の方法は最初或額を納め、残額は満二ヶ年内に納めるものである。

ニ 積立金額累年表

(各年十二月末現在)

ホ 累年借入金額

年	次	積立金
大正七年		一 賣却家屋總額累年表
同	同	年 度
大正八年		賣却戸數
同	同	金額
大正九年		一八〇五九・三
同	同	四、五〇〇・〇〇
大正十年		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三
大正十一年一月		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三

年	次	積立金
大正七年		一 賣却家屋總額累年表
同	同	年 度
大正八年		賣却戸數
同	同	金額
大正九年		一八〇五九・三
同	同	四、五〇〇・〇〇
大正十年		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三
大正十一年一月		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三

年	次	積立金
大正七年		一 賣却家屋總額累年表
同	同	年 度
大正八年		賣却戸數
同	同	金額
大正九年		一八〇五九・三
同	同	四、五〇〇・〇〇
大正十年		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三
大正十一年一月		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三

年	次	積立金
大正七年		一 賣却家屋總額累年表
同	同	年 度
大正八年		賣却戸數
同	同	金額
大正九年		一八〇五九・三
同	同	四、五〇〇・〇〇
大正十年		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三
大正十一年一月		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三

年	次	積立金
大正七年		一 賣却家屋總額累年表
同	同	年 度
大正八年		賣却戸數
同	同	金額
大正九年		一八〇五九・三
同	同	四、五〇〇・〇〇
大正十年		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三
大正十一年一月		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三

年	次	積立金
大正七年		一 賣却家屋總額累年表
同	同	年 度
大正八年		賣却戸數
同	同	金額
大正九年		一八〇五九・三
同	同	四、五〇〇・〇〇
大正十年		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三
大正十一年一月		一、一四九・一六〇
同	同	三、五九・三

借種別

借償入

借償還

借償金

借償度

借償年

借償次

借償年

<p

付金九〇、充九四〇八

三
二
三
亮

大阪府下に於ける消費組合の發達

(大阪府廳調查)

明治四十年十月に於て初めて土居通夫、田淵知秋氏等に依りて浪速購買組合の前身たる大阪購買組合設立せられ續いて同年十二月日用品並職業用品共同購入の目的を以て購買組合醫士共用會（明治四十四年解散、其の事由不明）の設立を見、翌四十一年一月に於て浪華共同購買組合、八月に於て大阪軍人購買組合の二組合設立せられ茲に消費結合四を數ふるに至りしも浪華共同購買組合は同年九月に至りて其の事由は不明なるも解散の厄運に會せり。而れども消費組合の必要は漸次各方面に認められしものゝ如く翌四十二年に於て大阪湯屋業購買組合（産業用品を共に取扱ひしものゝ如し大正五年解散）四十三年に大阪遞友購買組合設立せれ翌四十四年に於ては南海鐵道沿線の住民を以て組織せる南海購買組合（大正五年解散）初めて郡部に於て設立せられ茲に同年末現在の組合數五組合を算せり。四十

損益表		(大正十一年二月廿八日現在)	
科 目	金額	科 目	金額
利益之部		利益之部	
貸付金利息	四、八三〇・六	雜利用料	五、〇六三・二八
購買利益	一〇、〇三五・四七	入料	四三・〇三
合計		合計	
損失之部			
金利息	八毛・三		
入金利息	一、八三・九八		
給付金利息	一、八九一・六五		
合計	二五・四三		
會計			
旅費	金壹千貳百五拾貳圓七拾九錢也		
差引剩餘金			
議費			
信費			
通訊費			
諸會費			
旅會費			

五年及大正二年の二ヶ年は何等増加を見ず
大正三年に於て一組合、越えて六年七年に
於て各一組合の設立を見たるが漸く其の機
運熟せるものゝ如く八年に於て郡部に三組
合の設立を見、九年に至りて大阪市に於て
三組合郡部に於て一組合設立せられたるが

組合經營は依然として困難の域を脱せざる先覺者をして聯合の必要を感じせしめ今春
が如かりき。然れども府の奨励と併つて社會の状勢は尙も此の運動を促進し十年に於
に於て京都、兵庫組合と相結びて關西消費組合設立し組合間の連絡を計り他
ては八組合、十一年に於て一組合設立せら　日聯合會 (who sale society) 設立の準備を
れ現在に於ては實に二十組合を算す。
爲し其の實現に力め居れり。

大阪府下に於ける消費組合累年表

3 大阪府下に於ける消費組合

の現況

(大阪府廳調査)

一組合數(大正十一年五月末現在)

大阪市

一〇組合

A 一般市町民を中心とする組合

組合名 組合員數

出資
拂込
資金
の賣却高
大正十一年度
内

大阪市浪速購買組合

七、二二

六六〇、三四〇
一一〇、〇四〇
一三〇、四〇〇
二一〇、九八〇

西成郡北大阪購買組合

二元

三一、五四〇
三三、五四〇
三四、五四〇

東成郡安立購買組合

三四三

四一、四五〇
四二、四五〇

計

B 會社又は官廳專屬の組合

組合名 組合員數

出資
拂込
資金
の賣却高
大正十一年度
内

大阪市大阪遞友購買組合

一、五〇

一六、一〇〇
一六、一〇〇
一六、一〇〇

同 大阪貯金支局共濟義會購買組合

一〇〇

一七、一〇〇
一七、一〇〇
一七、一〇〇

同 大阪商船購買組合

五八

二七、八五〇
二七、八五〇
二七、八五〇

計

C 奉給生活者を中心とする組合

産業組合

東 豊 成 郡 郡 郡 郡

泉 北 能 郡 郡 郡 郡

計

其他準消費組合として大阪市に三組合、北河内郡に一組合あり。

二組合員種類別

二組合

A 一般市町民を中心とする組合 三組合

會社又は官廳專屬の組合 三組合

奉給生活者を中心とする組合 六組合

四組合

B 勞働者を中心とする組合 六組合

一六同

二同

一同

D C B A

勞働者を中心とする組合 四組合

三組合

三事業成績

一六同

二同

一同

三同

四同

三組合

二組合

一組合

二組合

組合名 組合員數

出資
拂込
資金
の賣却高
大正十一年度
内

大阪市購買組合新生社

三五

二八、九八〇
三三、五〇〇

同 鶴町購買組合

七五

一〇、三五〇
一〇、三五〇

同 北港購買組合

一

一

大正十一年
三月設立

一

一

一

豊能郡櫻井購買組合

二五

一〇、三〇〇
一〇、三〇〇

同 空町購買組合

一九

六、一四〇
六、一四〇

泉南郡南海沿線購買組合

七二

一〇、三〇〇
一〇、三〇〇

計

一九

六、一四〇
六、一四〇

D 勞働者を中心とする組合

組合名 組合員數

出資
拂込
資金
の賣却高
大正十一年度
内

大阪市購買組合共益社

一、四八一

一五、八四〇
一五、八四〇

同 南恩賀島購買組合

九

一、八五〇
一、八五〇

同 購買組合大阪勞働社

三五〇

一、四五〇
一、四五〇

三五三

西成郡購買組合協力社

三九

一、八九〇

二〇、九三

計

二〇五

六一、五五

二三、六三

三五四

府下に於ける消費組合は概して順潮に發達しつゝあるも、之を仔細に觀察するときは、收支相償ひて缺損を生ぜざるものは全組合の約半數に止まるべく、其の眞に基礎の鞏固なるものに至りては一二組合に過ぎず、之れ全く設立後日淺きに依るものと云ふべし。

第二 消費組合運動

關西消費組合協会の成立

兵庫縣住吉町の灘購買組合長那須善治氏の發起による兵庫、京都、大阪の一縣二府を包括する關西購買組合の聯合會は、三月十日大阪市の購買組合共益社に於て各組合の代表者が會合し、協議の結果關西消費組合協會を創立した。規約並に加盟組合如

尙ほ同協會に加盟せる消費組合名を擧ぐれば、

京 都 府

府廳内赤十字京都支部内

府下伏見町京町二丁目二四一

大 阪 府

都 購 買 組 合

大阪市南區天王寺寺田町三、五五二
大阪市西區四貫島町一四一
大阪市西區南恩加島町二
府下西成郡鷺洲町海老江一、〇八七新 生 社
大 阪 共 勵 社
南恩加島購買組合
共 益 社
協 力 社

關西消費組合協會規約

第一條 本會ハ關西消費組合協會ト稱ス
第二條 本會ハ大阪府京都府及兵庫縣下ニ於ケル消費組合ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ加盟組合相互ノ連絡ヲ計リ消費組合ノ普及及發達ヲ講スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 消費組合主義ヲ宣傳スルコト
二 聯合仕入及聯合生產ノ促進
三 事業遂行上ノ共助
四 其他本會ノ目的遂行上ニ必要ナル事項

第五條 本會ノ事務所ハ大阪市東區道修町一丁目二十番地ニ置ク

第六條 本會ニ幹事三名ヲ置キ組合協議會ニ於

第七條 幹事ノ任期ハ満一ヶ年トシ再選ヲ妨ケス

第八條 幹事ハ本會ニ代表シ會務ヲ處理ス

ノ推薦ニ依ル
第九條 協議會ハ隔月一回之ヲ開催ス
但緊急必要アル場合ハ臨時ニ之ヲ開催ス
第十條 協議會ノ決議ハ加盟組合ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
第十一條 本會ノ經費ハ加盟組合ノ負擔トシ其負擔歩合ハ協議會ノ定ムル所ニ依ル
第十二條 本會ハ特志家ノ寄附ヲ受クルコトヲ得
第十三條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ依ル
第十四條 幹事ハ毎年一月會務報告ヲナスモノトス

第十五條 本規約ノ改廢ハ協議會ノ決議ニヨルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
附 則
新 生 社
大 阪 共 勵 社
南恩加島購買組合
共 益 社
協 力 社

府下豊能郡箕面村字櫻井
府下豊能郡池田町室町一〇五五
府下泉州郡宇石町今在家番外二七
大阪市東區道修町一ノ二〇

兵庫縣
神戸市八幡通五丁目
縣下武庫郡住吉町

櫻井購買組合
室町購買組合
南海沿線購買組合
浪速購買組合